

鳥取市私立幼稚園運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立幼稚園運営費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、私立学校法（昭和24年法律第270号）、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びに鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市内の私立幼稚園（以下「幼稚園」という。）における幼児教育の振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象となる者は、幼稚園を設置する学校法人とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費は、幼稚園を設置する学校法人が当該年度に支出する経常的な運営費とする。

(補助金額の算出)

第5条 本補助金の額は、次に掲げる施設割額、園児数割額、クラス割額、子育て支援割額及び施設機能強化推進費の合計額とする。

(1) 施設割額 別表で定める施設割額

(2) 園児数割額 別表で定める年齢毎に定める額に、該当する園児数を乗じて得た額。ただし、当該年度当初における年齢が3歳から5歳までである園児は当該年度の5月1日現在、当該年度当初における年齢が3歳未満である園児は当該年度11月1日現在の在籍園児数とする。

(3) クラス割額 別表で定めるクラス割額に当該年度の5月1日現在のクラスの数を乗じた額

(4) 子育て支援割額 別表で定める子育て支援割額に、次に掲げる子育て支援事業の各幼稚園の実施状況に応じた割合を乗じて得た額

ア 預かり保育

イ 未就園児に対する園開放

ウ 通園バス

エ 子育て相談

オ 図書の貸し出し

(5) 施設機能強化推進費 施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等の総合的な防災対策を図る取組みであって、次に掲げる要件をいずれも満たす事業の実施に要する経費（市長が必要と認めた経費に限る。）の額。ただし、1幼稚園につき15万円を限度額とする。

ア 次のいずれかの事業等を実施する幼稚園が実施するものであること。

(ア) 幼稚園型一時預かり事業

(イ) 一般型一時預かり事業

(ウ) 3歳未満児に対する教育・保育の提供

(エ) 障がい児（軽度障がい児を含む。）に対する教育・保育の提供

（補助金の内示）

第6条 市長は、当該年度の予算の範囲内において各幼稚園の園児数を勘案し、補助金の内示を行うものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 本補助金の交付を受けようとする者は、前条の補助金の内示に基づき補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

（1）事業計画書（様式第2号）

（2）収支予算書（様式第3号）

（交付決定）

第8条 市長は、本補助金の交付申請があったときは、交付申請書を受けた日から起算して、原則として30日以内に交付決定を行うものとする。

（申請事項の変更等）

第9条 本補助金の交付を受けようとする者は、本補助金の交付決定後、申請事項に変更がある場合には、補助事業等変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、変更等の承認について準用する。

3 変更申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（着手届の提出）

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

（補助金の支出方法及び時期）

第11条 本補助金は、当該年度の6月及び12月の年2回の分割支払とし、それぞれ次の各号により得た額とする。

（1）6月支払分は、施設割額、園児数割額のうち当該年度当初における年齢が3歳から5歳までである在籍園児に係る額及びクラス割額の合計額の10分の3

（2）12月支払分は、次のアからエまでに掲げる額の合計額

ア 施設割額、園児数割額のうち当該年度当初における年齢が3歳から5歳までである在籍園児に係る額及びクラス割額の合計額の10分の7

イ 園児数割額のうち当該年度当初における年齢が3歳未満である在籍園児に係る額

ウ 子育て支援割額

エ 施設機能強化推進費

(実績報告)

第12条 本補助金の交付を受けた者は、事業の完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から10日以内に、補助事業等実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第7号）

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、健康こども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月28日から施行し、改正後の鳥取市私立幼稚園運営費補助金交付要綱の規定は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月6日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月9日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月19日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

別表（第5条関係）

区分	補助金額	
施設割額	1,500,000円	
園児数割額	4、5歳児	16,000円
	3歳児	18,000円
	3歳未満児	20,000円
クラス割額	160,000円	
子育て支援割額	300,000円	
施設機能強化推進費	150,000円	

※園児数割額における児童の年齢は、当該年度の4月2日時点の年齢とする。